平成２６年（フ）第１４５４号
福岡市東区塩浜１丁目10番12―202号
債務者　平野　道博
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５５号
福岡市東区社領１丁目７番１―601号
債務者　坂本　明美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５７号
福岡市早良区賀茂２丁目20番26―118号
債務者　松浦絵利香
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４６３号
福岡市東区唐原４丁目９番20―210号
債務者　青木　和則
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４６７号
福岡市東区多の津５丁目36番28号
債務者　平野　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４７３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目10番６号
債務者　野田　博之
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９２号
福岡市早良区室住団地40番501号
債務者　合島　正夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９３号
福岡市早良区梅林６丁目31番10―201号
債務者　岩尾　淳一
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒２番地２、前住所福岡市博多区堅粕４丁目15番10―103号
債務者　三好由希子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９９号
福岡市早良区室住団地55番404号
債務者　松崎由美子（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５００号
福岡市西区今宿３丁目34番13―102号
債務者　宮城　翔伍
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０３号
福岡市東区原田１丁目19番33号、前住所福岡市博多区東那珂１丁目18番４号
債務者　飯田　和保
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０４号
福岡市城南区荒江団地53番104号
債務者　岡村　英明
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市安謝２丁目４番22号　サンハウスⅡ501
債務者　神谷　乗明
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５２４号
宮城県名取市杉ケ袋字築道185番地の１
債務者　高橋　輝美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅１棟413
債務者　遠藤　直子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８１号
仙台市泉区将監９丁目２番５―202号
債務者　涌泉　浩子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
茨城県鉾田市串挽1854番地111
債務者　塙　　善雄
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
水戸地方裁判所